

平成 27 年 6 月 25 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 堤 松男

田中 豊

湊 泰孝

藤本 弘

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

ヘイトスピーチに対する毅然とした対応と法整備を求める意見書（案）

近年、日本国内では、人種や国籍などを理由に差別し暴言を繰り返すヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。

国際連合自由権規約委員会においても、このような差別的言動の広がり懸念を示し、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当するとして、締約国である日本に対し、対処する措置を採るべきとの勧告が行われたところである。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

司法においても、2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では、昨年12月9日の最高裁決定により、一連の行為を民族差別と認め、高額な損害賠償と街宣活動の差し止めを命じた大阪高裁判決が確定したところである。

日本の社会の中で共に生きる人々が、その人種や国籍などによって不当に差別され、あまつさえ暴力的な言辞をもって排斥されるような社会であってはならない。人が人として幸福に生きることは万人の希求するところであり、全ての人が等しく有する権利である。そして、この権利を守ることは、国の責務である。

ヘイトスピーチは、人間の尊厳を侵す行為であり、諸外国においてそれを規制する法整備がされている例もある。2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピック、そして2021年にはワールドマスターズゲームズ等の開催が予定されており、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼失墜につながり大きく国益を損なうことになりかねない。

国においては、ヘイトスピーチに毅然として対応するとともに、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛

亀岡市議会議長 西口 純生